

広島県告示第七百三十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県西部建設事務所東広島支所において、平成二十一年八月二十日までの間、縦覧に供する。

平成二十一年八月六日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

三七五号

三 道路の区域

| 区 間 | 新旧の別 | | 敷地の幅員 (メートル) | 延長 (メートル) | 備 考 |
|--|------|-----------------|-----------------|--------------|---|
| | 新 | 旧 | | | |
| 東広島市鏡山三丁目二四二番四二地先から 東広島市西条町御園字字滝原二八一六番一 地先まで | | 四一・〇〇 一一五・五〇 | 三三・三〇 一〇四・〇〇 | 一四五・〇〇 | 幅員減少 不用物件延長 二二・〇〇 メートル 一四五・〇〇 メートル |